

T&M通信

～税務と経営～

●今月の経営チェックポイント

- 9月分（10月給与より徴収）から厚生年金保険の保険料が改定されます。

一般の被保険者の方 現行 17.828% → 18.182%

* 被保険者負担率は9.091%です。

- 秋の全国交通安全運動9月21日(水)～9月30日(金)の10日間です。

交通取締りが強化されますので、充分お気をつけ下さい。

- 9月、10月決算法人の方は賞与等決算の対策の準備をして下さい。

- 9月19日(月)は敬老の日、22日(木)は秋分の日です。

●着眼点

外国人材の活用

税理士 田中彰

最近の日本の65歳以上人口が総人口の25%を超え、16歳から65歳未満のいわゆる生産年齢人口の比率は低下する状況となりました。このままでは、高齢社会に対応できる医療介護人材の確保のみならず、あらゆる局面での人材不足が露呈することになります。また、健康保険や年金などの社会保障の制度も立ち行かなくなる危険があります。そこで考えられる手段の一つは外国人材の活用です。

先月の日本経済新聞の「外国人材、働く環境整備」という記事に目がとまりました。まず、門戸拡大については、国家戦略特区で外国人を使った家事代行を解禁したり、永住権の取得要件を大幅に緩和したり、介護福祉士資格者には在留を認める等の政策が掲げられていました。

また、外国人材が安心して生活できる環境を確保する観点から、外国人労働者の相続税減免を検討すること、また外国人受け入れ病院100カ所を整備すること、子供の教育環境整備などが検討されるようです。現在の日本の相続税について言えば、国籍にかかわらず日本国内に住所を有する者が死亡した場合は、日本国内のみならず外国にある財産も課税対象となるので、資産が多い高度外国人材を日本企業が経営陣に迎える際の壁になっており経産省などからも見直しを求める声が出ているとのことです。

本格的に動き出した感のある外国人材の活用。考え方や生活習慣など大きな違いを抱えて共生するには、日本の人材不足を補う以上の課題もあるかと思えます。しかし、この緊迫した問題を解決するためには、やむを得ないのかもしれないかもしれません。

● 法人登記申請において新たに添付書面が必要になります

平成28年10月1日以降に申請する株式会社等の登記申請にあたり、株主総会決議による場合に「株主リスト」の添付が必要となります。

「議決権数上位10名の株主」「議決権割合が2/3に達するまでの株主」のいずれか少ない方について下記の事項を記載した書面を添付しなければなりません。

- ① 株主の氏名又は名称 ②住所 ③株式数 ④議決権数 ⑤議決権割合

上記5点を代表者が証明したものです。

詳しく知りたい方は法務省HPをご覧ください。

参照：法務省HP <http://www.moj.go.jp/index.html>

(文責 中澤 里美)

● ゴルフ

先日、初めて友人に誘われてゴルフに行きました。

「社会人としてゴルフができて損はないから一回やってみ」と何度も誘われましたので、あと2人の初心者の友人と行くことになりました。

その友人が損はないという理由は、営業として使えるという事でした。

プレーをして、昼食をして、場合によってはお風呂も入るかもしれません。

長時間一緒にいますので、確かに接待交際としても有効的かもしれないと感じました。

接待交際費は、中小法人（期末資本金の額1億円以下）の場合、年800万円まで損金算入できます。

但し、ゴルフ代の場合は、領収書等にゴルフ場利用税や緑化協力金が明記されている場合は、その部分については、消費税の対象外となりますので、注意が必要です。

暑い中バテバテでしたが、とても楽しかったです。

(文責 竹次 貴)

● 社会保険の加入対象適用の拡大について

平成28年10月1日から従業員501人以上の会社において、厚生年金保険・健康保険の加入対象者の範囲が広がります。

現在は週30時間以上の勤務の場合、社会保険の加入対象者となりますが、平成28年10月1日からは週20時間以上の勤務等で社会保険の加入対象者となります。

従業員数が500人以下の事業所、労働者が学生である、雇用期間が1年未満の有期契約である（契約の更新の可能性がある場合は除外）等、勤務時間が週20時間以上であっても加入対象者とならない方もありますので、充分確認ください。

また、社会保険の被保険者資格の取扱い基準も、現在は1日又は1週の所定労働時間及び1月の所定労日数が常勤者のおおむね3/4以上であったものが、1週の所定労働時間及び1月の所定労日数が常勤者の3/4以上と基準が明確化されました。

(文責 田中 恵子)